


実施計画（令和2年度～令和4年度）

6 暮らしを守る安心と安全のまちづくり

10	(新規)	公立保育所、児童館及び小中学校 への防犯カメラの設置 ・ 防犯カメラ設置工事費	R2	R3	R4
	公立保育所・学校等防犯カメラ設置事業				
	【子育て支援課、教育施設課】		事業費:		66,400

(佐久市ホームページ掲載)

1 設置目的

不審者の侵入防止や、犯罪防止等の観点から安全確保及び犯罪予防を目的として防犯カメラを設置する。

2 設置予定の施設

○公立保育所

すでに設置済である城山保育園、もちづき保育園を除いた13保育所の出入口や駐車場等に2台設置予定。(既設あさしな保育園についての1台追加含む)

○児童館

市内19児童館の玄関に1台設置予定。

○公立小中学校

17小学校及び7中学校の正門、その他の門、駐車場等に各4台設置予定。
(既設望月小学校についての1台追加含む)

【佐久市公共施設】公共施設における防犯カメラの設置状況

番号	施設の名称	設置年月日	設置個所	設置台数	所管課
1	佐久市役所 本庁舎	平成22年12月10日	①② 1F通用口及びロータリー入口 ③④⑤⑥ 2F東、西通用口、福祉部側入口、市民健康部側入口	8	財政課
2	佐久市議会棟	平成22年12月10日	①玄関 ②北側駐車場		財政課
3	佐久市複合型公共施設 サングリモ中込	平成20年3月	① 1階エレベータ前 ② 1階市営住宅郵便受前 ③ 1階交流センター入口 ④ 2階口腔歯科保健センター入口 ⑤ 2階エレベータ前	5	健康づくり推進課
4	佐久市立あさしな保育園	平成18年8月1日	正門（防犯用）	1	子育て支援課
5	佐久市立城山保育園	平成29年4月1日	正門～園庭、駐車場（防犯用）	1	子育て支援課
6	佐久市立もちづき保育園	平成29年4月1日	正門～園庭、駐車場（防犯用）	1	子育て支援課
7	障害者支援施設 白田学園	平成27年8月3日	正門（防犯用）	1	白田学園
8	佐久市白田支所	平成30年2月28日	庁舎入り口 庁舎北側駐車場	2	白田支所
9	望月小学校	平成18年11月	改築時に設置	3	教育施設課
10	川村吾蔵記念館	平成22年3月30日	展示室監視用（盗難等）	3	文化振興課
11	望月歴史民俗資料館	平成3年8月1日	展示室監視用（盗難等）	4	文化振興課
12	佐久市立近代美術館	昭和58年5月26日	全て館内に設置 主に展示室内の監視用	16	近代美術館
13	佐久市立国保浅間総合病院 西棟	平成18年8月10日（竣工） 平成18年10月1日（開院）	（内6階＝9台）	22	総務課
	佐久市立国保浅間総合病院 南棟・東棟	平成19年	（南棟1台、東棟2台）	3	総務課
	佐久市立国保浅間総合病院 中央棟	平成29年1月31日（竣工） 平成29年3月19日（開院）		6	総務課

指定管理（無）

小計（1）

76

1	佐久市特別養護老人ホームシルバーランドみつい	平成13年4月1日	正面玄関・職員玄関（防犯用）	2	高齢者福祉課
2	佐久市特別養護老人ホームシルバーランドきしの	平成20年4月1日	敷地入口2か所（防犯用）	2	高齢者福祉課
3	佐久市特別養護老人ホーム結いの家	平成15年4月1日	各フロア（入居者確認用）	12	高齢者福祉課
4	あいとびあ白田	平成24年4月1日	職員用玄関（防犯用）	1	高齢者福祉課

【佐久市公共施設】公共施設における防犯カメラの設置状況

	番号	施設の名称	設置年月日	設置個所	設置台数	所管課
指定 管理 (有)	5	市民交流ひろば	平成25年9月13日		9	公園緑地課
	6	平尾山公園	平成7年、平成28年		5	公園緑地課
	7	駒場公園	平成28年7月1日	入口1台、屋内プール内3台 屋内プールの監視カメラ設置年月日不明	4	公園緑地課
	8	国民宿舍もちづき荘	平成22年2月26日	施設内	4	観光課
	9	交流促進センターゆざわ荘	平成22年2月26日	施設内	2	観光課
	10	布施温泉	平成22年2月26日	内2台指定管理者所有	3	観光課
	11	あさしな温泉穂の香乃湯	平成22年2月26日		1	観光課
	12	平尾温泉みはらしの湯	平成28年12月17日	指定管理者所有	2	観光課
	13	プラザ佐久	平成9年9月30日	施設内(内、自由通路4台)	14	観光課
	14	道の駅ほっとばーく・浅科	平成22年2月26日		1	観光課
	15	道の駅ヘルシーテラス佐久南	平成29年6月30日	施設内・駐車場	14	地域整備室
	16	佐久総合運動公園陸上競技場	平成24年12月27日 (竣工日)	①メインスタンド幕屋根北端、 ②スタンド南側車椅子席屋根 ③南側トイレ入口上	3	スポーツ課
	17	佐久総合運動公園野球場	平成31年3月21日 (竣工日)	①バックネット裏観客席 ②正面玄関	2	スポーツ課

小計 (2)

81

合計 (1) + (2)

157

佐久市役所本庁舎、佐久市議会棟防犯カメラの設置及び運用に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、佐久市役所本庁舎及び佐久市議会棟に設置する防犯カメラの運用について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 庁舎管理上における、犯罪や事故の防止、適正管理、利用状況の確認や、宿日直業務における来庁者管理などを目的として、常設される映像機器及びこれに附属する機器をいう。
- (2) 画像 防犯カメラにより収集された映像をいう。
- (3) 記録媒体 前号による画像を記録又は保存したものをいう。

(個人情報の保護)

第3条 防犯カメラの設置に当たっては、佐久市個人情報保護条例（平成17年佐久市条例第16号）の定めるところにより、個人情報の保護のための適切な措置を講じるものとする。

(防犯カメラ管理責任者)

第4条 防犯カメラの適正な設置、運用及び維持管理を図るため、防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、財政課企画幹をもって充てる。

(防犯カメラの設置に係る措置)

第5条 管理責任者は、画像から知り得た個人情報が他に漏れることのないように、必要な措置を講じる。

- 2 管理責任者は、画像の漏えい、滅失又は損傷等の防止のため、画像閲覧システムのログインパスワードを定期更新する。

(画像等の保管)

第6条 画像及び記録媒体について、次のとおり定める。

- (1) 画像及び記録媒体の保管期間は、ハードディスクの容量により、可能な限りとする。
- (2) 画像は、撮影時の状態のまま保管し、当該画像を加工しない。
- (3) 画像を保管するときは、記録媒体を施錠のできる保管庫等に保管する等、盗難及び紛失の防止を図る。

(画像及び記録媒体の閲覧)

第7条 画像及び記録媒体の閲覧は、管理責任者が必要とする場合のみ行うものとする。ただし、宿日直業務における来庁者管理に必要とする画像の閲覧については、この限りでない。

2 管理責任者は、閲覧にあたって、防犯カメラの操作を行う職員を選任し、作業を代理させることができる。

(目的外利用及び外部提供の制限)

第8条 管理責任者は、画像及び記録媒体の内容を、次に掲げる場合を除き、防犯カメラの設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 警察への捜査協力や、国又は他の地方公共団体に提供する場合であって、これらの機関が所掌する事務の遂行に必要不可欠であると認められるとき。

(3) 人の生命、身体又は財産の安全を守るために、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

附 則

この基準は、平成31年4月19日から施行する。

佐久市生活安全推進協議会委員名簿

任期：令和元年12月26日から令和3年12月25日

役 職	氏 名	所属団体等 役職
委 員	おおい のりかず 大井 伯一	佐久シルバー人材センター理事長 元 長野県警察本部刑事部長
委 員	あさの もとひろ 浅野 元宏	長野県弁護士会佐久在住会 弁護士
委 員	はしづめ かずひろ 橋詰 一博	佐久市防犯協会 副会長
委 員	えもと まもる 江本 守	佐久市区長会 副会長
委 員	みやかわ しゅんいち 宮川 俊一	佐久商工会議所 総務課長
委 員	もりかく まさし 森角 和士	佐久市PTA連合会 会長
委 員	い で ゆきよし 井出 幸義	佐久市保育園保護者会連合会 会長
委 員	こばやし あつし 小林 淳	佐久市消防団 団長
委 員	さかい てるこ 酒井 照子	佐久市男女共生ネットワーク 会員
委 員	ありさか ふさこ 有坂 房子	佐久人権擁護委員協議会 会員
委 員	おかだ たかゆき 岡田 隆行	長野県佐久警察署 生活安全課長

(計11名)

事務局

〒385-8501 佐久市中込3056番地
佐久市役所 総務部 総務課 総務係
TEL 0267-62-3002 FAX 0267-63-1680 MAIL somu@city.saku.nagano.jp



元佐総第222号
令和元年12月26日

佐久市生活安全推進協議会
会長 大井 伯一 様

佐久市長 柳田 清二



佐久市防犯カメラの設置に係る運用ルールの策定について（諮問）

暮らしを守る安心と安全のまちづくりにおいて、近年、防犯カメラが果たす役割は大きく、全国的にも事件や事故が発生した際の早期解決に貢献している状況は各種報道等のおりであります。

また、事件や事故の抑止に一定の効果が見込まれることから、防犯カメラ設置に対する市民の皆様の関心も高まりつつあり、佐久市議会、PTA連合会をはじめ各方面から設置に関するご意見をいただいております。

現在、既に市の公共施設にも防犯カメラを設置しているところでございます。市は、子どもたちの安心と安全、施設管理の両面から、まずは、子どもたちが多くの時間を過ごす保育園や児童館、学校施設への防犯カメラの設置を検討していきたいと考えております。そのためには、プライバシーの保護、安全性の観点から、事前に運用に関するルール作りが必要であると考えております。

このことから、佐久市防犯カメラの設置に係る運用ルールの策定について、佐久市生活安全条例第6条の規定により諮問します。

佐久市生活安全推進協議会で出されたご意見等と市の考え

No.	ご意見・ご要望	市の考え
1	<u>防犯カメラの種類がたくさんある中で、誰がどのように決めているのか</u>	各施設の所管課にて、目的に合わせたカメラの仕様を作成し、工事発注の起案により決裁権者（課長以上：工事金額による）が承認しています。
2	<u>設置業者をどのように決めているのか</u>	設置業者は入札により選定します。
3	<u>防犯カメラにかけられる予算はどの位あるのか</u>	市全体の予算から防犯カメラ費用がどれくらいという算出ではなく、防犯カメラを設置したい所管課により、実施計画→予算要求→議会承認により予算化されます。ちなみに、今回の公立保育園、小中学校、児童館への設置に関しましては、実施計画の段階ですが、66,400千円を計上しています。
4	<u>上記1から3の質問に対する答えは既にルールとして確定しているのか</u>	問1については、佐久市事務処理規則により工事を行う上での決裁の流れとなります。問2については、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程等によります。問3については、予算編成中のため確定していません。
5	<u>防犯カメラの管理責任者について</u> 決裁権を持っている者（課長級）とのことであったが、管理責任者とは常に連絡がつくように配慮をお願いしたい。 管理責任者が不在になる時、又は連絡が取れない場合には補佐する者を選任し、常に連絡が取れるような体制づくりに配慮をお願いしたい。	管理責任者が不在等の場合の対応について、補佐する者を選任する旨を盛り込みます。なお、連絡体制については、各所管ごとに連絡網が備わっており、また、宿日直においては、職員の連絡先を把握しておりますので、常時、担当課職員と連絡が取れる体制は整っています。
6	<u>目的外利用及び外部提供の制限について</u> 目的外利用及び外部提供となると当然決裁が必要となると思いますが、警察への捜査協力、緊急かつやむを得ないと認められる場合の情報提供の決裁が迅速に行えるようにし、情報提供がスムーズにできるよう考慮してほしい。	警察への捜査協力や緊急時の対応について、迅速に対応できるよう運用ルールに盛り込みます。

防犯カメラ設置・運用に関する整理

	市の考え
1 プライバシー・肖像権の保護	今回作成するルール及び各課等の基準により明示
2 個人情報の保護	
3 監視社会	<p>監視カメラとは、常に監視体制のある状況下で情報収集として使われるもの。 →例：火山の監視、河川の監視、警備員等常設での監視等</p> <p>市で設置する防犯カメラの主な目的は、常時監視ではなく、設置してあることを知らしめることによる犯罪抑止と、施設管理上で有事の際に、その事実確認で活用するほか、犯罪発生時の捜査協力としての提供になります。</p> <p>こうした設置目的等(今回作成中のルール)を明らかにしながら、市民の皆様にご理解いただけるようにしたい。</p>

防犯カメラ運用に関するルール作りのスケジュール

